

議案第 6 3 号

指定管理者の指定について

上越市月影の郷条例（平成 1 6 年上越市条例第 6 3 号）第 7 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

上越市長 中 川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
月影の郷	上越市浦川原区横住 410 番地 企業組合月影の郷 代表理事 横尾 修一	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで